

# 香川県棚田地域振興計画

令和2年2月13日

## 第一 棚田地域の振興の目標

香川県の棚田地域においては、人口減少や高齢化の進展等による担い手の減少により、耕作放棄される棚田が増加している。一方で、例えば、瀬戸内海に浮かぶ小豆島の中山千枚田では、棚田オーナー制度や香川大学と連携した棚田保全活動のほか、本県島嶼部を中心に開催される瀬戸内国際芸術祭を契機に、棚田をフィールドとした現代アートの展示や棚田米を活用した食堂の開業などによる観光の促進、また、小豆島の西に浮かぶ豊島の唐櫃棚田においても、田植え祭や収穫祭の開催、瀬戸内海を望む美しい棚田の景観とその中にある豊島美術館などを活用した交流人口の増加などにより、地域の振興を図っているところもあるなど、棚田は地域振興の核となる大きな可能性を有している。

貴重な国民的財産である棚田を保全することにより、農産物の供給のみならず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流等の取組みを通じた交流人口の増加など、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、同計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

## 第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 棚田地域の振興に関する施策の活用

現状においては、棚田地域の振興に資する様々な分野の施策が十分に活用されていないため、今後、棚田地域の振興にあたっては、関連する以下の施策の積極的な活用を図るものとする。

#### ① 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

農業の担い手の減少に伴い、耕作放棄される棚田も増加していることから、棚田の保全を図るため、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動等の継続を支援する中山間地域等直接支払制度、農地や農業用施設の維持・保全を図るための協働活動を支援する多面的機能支払制度などの日本型直接支払、農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策の活用を図る。また、棚田地域においては、平地に比べ、農地集積が進んでいないことから、農地集積に資する施策を通じて、高齢化が進展する棚田での農作業の効率化を図っていく。さらに、棚田米を含む農産物については、ブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図っていく。

#### ② 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

一部棚田地域においては、棚田オーナー制度や農村交流・体験イベントを行っているものの、その参加者が必ずしも移住・定住に結びついていないという実態がある。都市住民や若者などの移住・定住を促進し、棚田の保全の新たな担い手とするため、「地域おこし協力隊」等の制度を一層活用するとともに、グリーン・ツーリズムなど地域の魅力発信による関係人口の創出・拡大に取り組み、更には、空き家の利活用の促進や就労・起業支援などを通じて、住居や働き口を確保し、移住者等が安心して生活できるような環境を整備することにより、棚田の保全等の新たな担い手の確保を推進する。

#### ③ 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

一部棚田地域においては、教育活動の一環として、児童・青少年の農村体験や自然体験学習

等のイベントが開催されているものの、その事務作業、イベント開催経費や参加者の交通費などが大きな負担となっていることから、こうした負担を軽減し、取組みの拡大を図るため、農村交流・体験の推進に資する施策の活用を図る。

#### ④ 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有し、青少年の健全な育成に資するものであるとともに、観光資源としても魅力的なものであることから、棚田地域における自然体験イベントやエコツーリズムの推進など自然環境の保全・活用に資する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域は深刻な鳥獣被害を抱えていることから、侵入防止柵やわなの設置、ジビエの利活用を含め、鳥獣対策に資する施策の活用を図る。

#### ⑤ 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田は観光資源として大きな魅力を有しているが、多くの棚田地域において、十分に活用できていない現状にあることから、地域の観光資源の魅力向上や観光業の人材育成・担い手作りに資する施策の活用を図る。また、観光の促進に向け、棚田の周辺において、トイレや駐車場、案内板等の整備、空き家を活用した農家民宿や農家レストラン、体験プログラムの開発等による農泊の推進に資する施策を通じて、観光客を受け入れる体制を整備する。

#### ⑥ 国土保全や地域社会維持・活性化に資する施策

本県では、少雨によりため池による水田灌漑が発達し、棚田地域においても、ため池が多く点在していることから、棚田やため池の保全を図るため、ため池整備等の国土保全に関する施策の活用を図る。また、多くの棚田地域においては、集落機能、地域ネットワークが弱体化していることから、地域の集落維持など地域社会の維持・活性化に資する施策の活用を図る。

#### ⑦ 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策

本県の中山千枚田は棚田百選に選ばれるなど、多くの棚田は美しい景観を誇り文化財として貴重な価値を有している。また、中山千枚田には、国の重要有形民俗文化財「中山の舞台」として指定された農村歌舞伎舞台があるなど、棚田地域の美しい景観や伝統文化を維持するため、文化的景観等、文化財を保護・活用するための施策の活用を図る。

## 2 香川県独自の支援施策

### (1) かがわの農泊推進事業

かがわの農泊推進事業を通じて、グリーン・ツーリズムや農泊による地域活性化の取組みに対して支援してきたところであり、今後も、かがわの農泊推進事業を通じてグリーン・ツーリズムや農泊の取組みを支援する予定。

### (2) ふるさと水と土・棚田基金

中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業（以下「ふる水・棚田基金」という。）を活用し中山間地域の活性化活動を支援してきたところであり、今後も、積極的な活用によって棚田等の保全及び棚田地域の振興を行うものとする。

また、ふる水・棚田基金の活用促進を図り、市町が指定棚田地域振興協議会を組織する際には、市町と調整し、香川県と同協議会が十分連携を図るものとする。

### (3) 棚田カード

地域外からの棚田への訪問を促し、棚田のもつ多様な魅力と、棚田を維持保全するための取組みに対する理解を求めることを目的として、保全すべき棚田の棚田カードを作成・配布しており、その実施にあたっては、それぞれの地区の特色を生かした棚田カードの内容、配布方法の工夫に努めることとする。

### (4) その他の取組み

中山農村歌舞伎保存団体が県指定民俗文化財の保存・公開及び後継者育成を図るために実施している中山農村歌舞伎保存継承事業に対して、香川県では、「ふるさと芸能わっしょいしょい事業費補助金交付要綱」に基づき、支援を行っている。

また、土庄町と小豆島町では、小豆島農村歌舞伎が平成 27 年に文化庁の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されたことを受けて、小豆島農村歌舞伎調査委員会を立ち上げ、平成 29 年度～令和元年度にかけて、小豆島農村歌舞伎及び関連する資料の調査を実施し、報告書を刊行することとしている。

## 3 県における推進体制

### 香川県棚田地域振興連絡協議会の設置

棚田地域振興法に基づき、分野横断的・総合的に棚田地域の振興を図るため、地方創生、農林、観光・交流、文化、国土保全、教育、環境等の部局の職員から構成される「香川県棚田地域振興連絡協議会」を設置し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図ることとする。

## 4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、香川県内の棚田地域において横展開を図る。また、県内の棚田地域に関する情報について、国内外に広く周知することによって、交流人口・関係人口の増加を図る。

周知については、案内所や道の駅等における PR チラシや案内版の設置、香川県ホームページにおける棚田特設ページの開設、棚田カードの活用など、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的に行うものとする。

## 第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町等とも緊密に連携しながら、選定することとする。

ア 棚田地域の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる。

① 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと。

人口減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること。

② 棚田が有する多面的機能の維持及び促進が期待できること。

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保、その他の自然環境の保全、良好な景観形成、伝統文化の継承等、多面的機能に優れた棚田があり、その保全及多面的機能の発揮の促進が図られること。

イ 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域である。

① 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと。

指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金やふる水・棚田基金等も活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組みなど、先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図っていくものとする。

## 2 選定の手続き

指定申請を行う棚田地域の選定にあたっては、学識経験者等の意見を踏まえるものとする。